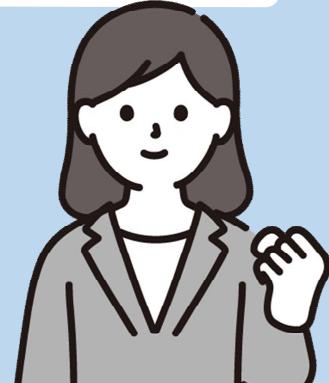


弘前市賃上げ応援 奨励金



市では物価高騰の中でも市民の暮らしを守り
安心して働き続けられる地域を実現するため
従業員の賃上げに取り組む事業者を応援します

1事業者あたり

最大

100万円

1人につき5万円
(上限20名まで)

※本奨励金は 国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用しています

対象従業員

雇用保険の被保険者である従業員

対象事業者

中小企業者等のうち、

- ・市内に本社または本店を有する法人
- ・市内に住所および事業所を有する個人

賃上げの内容

1

令和7年4月1日から令和8年2月28までに**対象従業員の賃金をベースアップのみで2.5%以上引き上げること**

2

引き上げ後の賃金を支払ったこと

※定期昇給や手当、最低賃金への引上げ分はベースアップには含めません。

事前エントリー

交付申請をするためには、**事前エントリーが必要**です。エントリー後に、事務局から交付対象候補者である旨の決定がされた事業者が交付申請できます。

令和8年
(2026年)

1月8日

木

午前

10時から

先着順

で受付開始

※エントリーの期限は令和8年3月6日午後5時ですが、予算の上限に達した場合は、補欠を若干名決定し、予算の執行状況を見ながら受付を締め切ります。

エントリー
フォーム

弘前市電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/city-hirosaki-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20126



申請の流れ

Step1 賃上げの実施

対象従業員

賃上げの内容

を確認のうえ従業員に支給してください。



Step2 事前エントリー

エントリーフォームから事前エントリーをしてください。

※事前エントリーは令和8年1月8日午前10時から受付を開始します。

※先着順で受け付け、予算の上限に達した場合は、補欠を若干名決定し、予算の執行状況を見ながら受付を締め切ります。

エントリーフォーム

https://apply.e-tumo.jp/city-hirosaki-aomori-u/offer/offerList_detail?tem_pSeq=20126



Step3 交付申請

事務局より交付対象候補者である旨の通知をしますので、通知した日から14日以内に申請書類を郵送で提出してください。

※提出先は、通知の際にお知らせします。



Step4 奨励金の支給

市から「交付決定通知書」が送付されます。事業者の指定する口座に奨励金を支給します。

申請書類について

事務局から交付対象候補者である旨の決定がされた事業者は、通知した日から14日以内に以下の書類を提出してください。

申請書類

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 賃上げ率算定表（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 振込先口座の通帳の写し
(通帳の表紙およびフリガナを確認できるページ)
申請者に係る情報を確認できる、次に掲げる書類
<法人の場合>
履歴事項全部証明書の写し
(申請日前3か月以内に発行され、かつ、申請日における代表者名の記載のあるもの)
- ⑤ <個人の場合>
(7) 申請者の住民票
(1) 市内に事業所を有することを確認できる書類
対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
(令和7年4月1日以降に賃上げしたことが分かるものに限る)
- ⑦ 対象従業員に係る賃金台帳その他の賃上げ前後の基本給単価が分かる書類の写し
当該対象従業員に係る雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（雇用期間の定めのある対象従業員に限る）
- ⑨ 納税証明書
※市収納課でのみ発行できる「現在、市税等の滞納がないことを証するもの」

※その他要件や手続等の詳細は、下記ホームページに掲載してある募集要項等でご確認ください。

ホームページ

弘前市賃上げ応援奨励金

検索

<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/baseup2025.html>



お問い合わせ先

弘前市賃上げ応援奨励金事務局
(受託事業者：株式会社グループ)

受付時間 平日 9:00~18:00

定休日 土・日・祝日・年末年始

0172-30-9170